

千葉市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉市規則第26号

千葉市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市職員退職手当支給条例施行規則（平成18年千葉市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「第7条の2第2項第11号」を「第7条の2の3第2項第11号」に改め、同条第1号中「第7条の2第4項」を「第7条の2の3第4項」に改め、同条第2号中「第7条の2第8項各号」を「第7条の2の3第8項各号」に改め、同条第3号中「第7条の2第10項」を「第7条の2の3第10項」に改め、同条第4号中「第7条の2第12項」を「第7条の2の3第12項」に、「第7条の2第2項」を「第7条の2の3第2項」に改め、同条第5号中「第7条の2第13項」を「第7条の2の3第13項」に改める。

第5条の3第2項中「第7条の2第8項」を「第7条の2の3第8項」に改める。

第5条の4中「第7条の2第11項」を「第7条の2の3第11項」に改める。

第5条の6中「第7条の2第13項」を「第7条の2の3第13項」に改める。

第5条の7中「第7条の2第14項」を「第7条の2の3第14項」に改める。

### 様式第1号中

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第8項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

を

」

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第8項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

に

」

改める。

### 様式第2号中

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第8項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

を

」

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第8項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

に

」

改める。

### 様式第3号中

「認定年月日 平成 年 月 日」を

「 認定年月日 年 月 日」に、

「

あなたから、 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第10項の規定により認定の決定を

を

しましたので、同条第11項の規定により通知します。

」

「

あなたから、 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第10項の規定により認定の

に

決定をしましたので、同条第11項の規定により通知します。

」

改める。

### 様式第4号中

「

あなたから、 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第10項の規定により認定をしない

を

旨の決定をしましたので、同条第11項の規定により通知します。

」

「

あなたから、 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第10項の規定により認定をしない旨の決定をしましたので、同条第11項の規定により通知します。

」

改める。

### 様式第5号中

「

あなたの退職すべき期日については、以下のとおり決定しましたので、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第12項の規定により、通知します。

」

「

あなたの退職すべき期日については、以下のとおり決定しましたので、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第12項の規定により、通知します。

」

改める。

### 様式第6号中

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第13項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

」

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第13項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

」

改める。

### 様式第7号中

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第13項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げること同意します。

」

「

私は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第13項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

に

」

改める。

様式第8号中

「

あなたの退職すべき期日は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2第14項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

を

」

「

あなたの退職すべき期日は、千葉市職員退職手当支給条例第7条の2の3第14項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。